

杉並区阿佐ヶ谷駅北東地区公民連携まちづくりの取組方針策定等に関する

支援業務公募型プロポーザル実施要領

1 目的

阿佐ヶ谷駅北東地区においては、「阿佐ヶ谷駅北東地区まちづくり計画(平成31年3月)」等を踏まえ、小学校の移転改築や道路基盤整備等の実現に向けたハード面の事業が進められています。一方、本事業についてはこれまで疑問の声などもいただいていたことから、区では令和5年8月に開催した「阿佐ヶ谷駅北東地区まちづくりを振り返る会」を皮切りに、出来る限りの情報開示に努めるとともに、区民との対話の場を設けてきました。その結果として、阿佐ヶ谷地域全体のまちづくりに関する新たな対話の場として「あさがやまちづくりセッション」が今年度からスタートすることとなりました。

今後、阿佐ヶ谷駅北東地区のまちづくりを進める上では、創出される緑地・公共空間(民有地を含む)の維持・管理や活用、にぎわいの創出などについて、区・区民・事業者などの公民の幅広い関係者が議論・協働していくことが重要です。これを、区も含めた本エリアの関係者で構築する「エリアプラットフォーム」という場で行っていくとともに、このエリアプラットフォームと、より幅広い方々に参加いただくあさがやまちづくりセッションとの間でコミュニケーションを図りながら、区民の本エリアにおける取組への理解を促進し、地区内外の住民相互の信頼関係の構築を図っていきます。

このような経過を踏まえ、エリアの将来像、その実現のための方策や実施体制を取組方針(未来ビジョン)として策定することとし、その策定支援を委託します。また、委託の中で、あさがやまちづくりセッション(テーマ:阿佐ヶ谷駅北東地区におけるエリアマネジメント)の企画・運営に加え、エリアプラットフォーム・あさがやまちづくりセッション間での情報共有も実施することとします。

以上のことを踏まえ、事業者の選定に当たり、専門的な知識や経験、高度な調整能力を有する、総合的支援が可能な事業者を公募型プロポーザル方式により選定します。

※あさがやまちづくりセッション:

区民が阿佐ヶ谷で生活している際に感じる様々な思いを汲み取り、地域住民同士、または区とともに、テーマごとに阿佐ヶ谷地域におけるまちの課題や将来のあるべき姿について話し合いを行う場です。話し合いの方法は、区民の方々からの意見を聞いて進めていく「テーマ自由型」と、区であらかじめテーマを指定する「テーマ指定型」の2つの方法があります。参加者の募集方法は、区から無作為に抽出した住民へ郵送により参加の依頼を行うほか、広報やホームページ、SNSなどによる一般公募、団体等への依頼によります。これまでの開催概要等については区公式ホームページ(本紙 p.7 参照)を確認ください。

2 業務の概要

(1) 業務内容

別紙1「業務内容説明書」及び別紙2「阿佐ヶ谷駅北東地区公民連携まちづくりの取組方針策定等業務委託<概略>」のとおり

(2) 履行場所

別紙3 図面のとおり

(3) 履行期間

契約締結の翌日から令和8年3月13日(金)まで

※契約は各年度での契約締結となります。

(4) 事業規模

【各年度の上限額】

令和6年度：1,500,000円（消費税及び地方消費税を含む）

令和7年度：3,500,000円（消費税及び地方消費税を含む）

※令和7年度の業務委託料の決定は区議会における予算成立をその条件とします。

※上記金額は本プロポーザルの上限金額であり、この金額での契約を確約するものではありません。

3 参加資格

次に掲げるすべての条件を満たすこととします。

- (1) 法人格を有していること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- (3) 杉並区競争入札参加有資格者指名停止に関する要綱（平成22年3月23日杉並第65476号）に定める指名停止要件に該当していないこと。
- (4) 杉並区契約における暴力団等排除措置要綱（平成23年1月17日杉並第53890号）に定める除外措置要件に該当していないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (6) 法人税、法人事業税及び地方法人特別税、消費税及び地方消費税を完納していること。
- (7) 提案業務又は類似する業務を引き続き2年以上営業していること。なお、類似する業務としては、以下のようなものが挙げられる。
 - ・地域住民と地方自治体の協働による、まちづくり構想、計画、ルール等の策定支援業務
 - ・地方自治体のマスタープラン、ランドデザイン、方針、計画等の策定支援業務
 - ・地方自治体の地区計画等の策定支援や基礎調査業務
 - ・ワークショップ等の住民参加型まちづくりの運営支援業務
 - ・官民連携によるまちづくりの計画等の策定支援や運営支援業務
 - ・その他、まちづくりや都市計画に係る業務

4 実施手順

公表から受託者候補者選定までの実施手順（概要）は以下のとおりです。

内容	期間等
実施要領の公表	令和6年10月30日（水）
質問受付期間	令和6年10月30日（水）から 令和6年11月5日（火）午後3時まで（必着） ※質問及び回答は、令和6年11月12日（火）までに、 区公式ホームページ上で一括して公開します。
参加申込書等提出期間	令和6年10月30日（水）から 令和6年11月13日（水）午後3時まで（必着） ※参加申込書等を提出せずに、企画提案書等を提出することはできません。

企画提案書等提出期間	令和6年10月30日（水）から 令和6年11月25日（月）午後3時まで（必着） ※参加申込書等を提出しても、期限までに企画提案書等の提出がない場合は辞退とみなします。
第一次審査（書類審査）	令和6年12月5日（木）（予定） ※第二次審査の対象となる参加事業者を選定します（2～3事業者程度）。 ※第一次審査結果は令和6年12月11日（水）までにお知らせする予定です。
第二次審査（プレゼンテーション・ヒアリング審査）	令和6年12月24日（火）（予定）
受託者候補者選定結果の通知	令和6年12月27日（金）（予定）

5 実施要領の内容についての質問の受付及び回答

(1) 受付方法

「質問書」（様式1）に質問内容を記載の上、Eメール（PDFファイルにして添付）により提出してください。電話での質問及び回答に対する再質問には応じません。なお、提出の際は件名を「【問合せ】杉並区阿佐ヶ谷駅北東地区公民連携まちづくりの取組方針策定等に関する支援業務公募型プロポーザル質問書（事業者名）」としてください。

(2) 受付先

「12 担当課（問い合わせ先）」に同じ

(3) 受付期間

令和6年11月5日（火）午後3時まで（必着）

(4) 回答方法

質問に対する回答は、令和6年11月12日（火）までに、区ホームページ上で公開します。なお、質問内容が不明瞭なもの、意見の表明と解されるもの等については回答しないことがあります。

6 参加申込書等の提出

(1) 提出書類

「提出書類一覧」（様式2）のとおり

(2) 提出部数

「提出書類一覧」（様式2）のとおり

(3) 提出方法

「12 担当課（問い合わせ先）」へ持参又は郵送（書留郵便に限る）により提出してください。

※郵送の場合は、封書表面の欄外に「杉並区阿佐ヶ谷駅北東地区公民連携まちづくりの取組方針策定等に関する支援業務公募型プロポーザル応募書類在中」と朱書きしてください。

(4) 提出先

「12 担当課（問い合わせ先）」に同じ

(5) 提出期限

令和6年11月13日（水）午後3時まで（必着）

※持参、郵送を問いませんが、未着、遅延等の場合は、原因の如何を問わず、

未提出として取り扱います。

7 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

「提出書類一覧」(様式2)のとおり

(2) 提出部数

正本1部と副本6部をそれぞれ製本(A4縦長ファイル等で綴じる)し、提出してください。「提出書類一覧」(様式2)を先頭に綴じ、提出書類一覧の項目ごとにインデックスを付けて提出してください。また、表紙及び背表紙に、当該提出書類名(杉並区阿佐ヶ谷駅北東地区公民連携まちづくりの取組方針策定等に関する支援業務公募型プロポーザル 企画提案書等)を付し、正本のみに事業者名を付してください。

副本については、応募事業者が特定できるような名称(社会福祉法人、株式会社等の表記も含む)、ロゴマーク等は、使用しないでください。それらが記載されている書類については、当該箇所をマスキングし、判別できないようにしてください。また、個人情報については、正本・副本とも同様の処理を行ってください。

(3) 提出方法

「12 担当課(問い合わせ先)」へ持参又は郵送(書留郵便に限る)により提出してください。

※郵送の場合は、封書表面の欄外に「杉並区阿佐ヶ谷駅北東地区公民連携まちづくりの取組方針策定等に関する支援業務公募型プロポーザル応募書類在中」と朱書きしてください。

(4) 提出先

「12 担当課(問い合わせ先)」に同じ

(5) 提出期限

令和6年11月25日(月)午後3時まで(必着)

※持参、郵送を問いませんが、未着、遅延等の場合は、原因の如何を問わず、未提出として取り扱います。

8 受託者候補者の選定手順

杉並区阿佐ヶ谷駅北東地区公民連携まちづくりの取組方針策定等に関する支援業務受託者候補者選定委員会(以下「選定委員会」という。)において、企画提案書等の提出された書類及びプレゼンテーション・ヒアリングの内容を審査し、本業務に最も適していると認められる事業者を選定します。

なお、2(4)事業規模の上限額を超える提案を行った参加事業者は審査対象となりません。

また、選定委員会で審査をした結果、一定の点数に満たない事業者については、契約の相手方の候補者とはしないものとします。

(1) 評価基準

① 経営状況等に対する評価基準

評価項目	評価の内容
経営状況	・ 経営状況は良好か

業務実績	<ul style="list-style-type: none"> ・類似業務の受注実績や、経験やノウハウを活かすことのできる実績があるか ・実績として挙げた業務は本業務に活かすことができるものか
業務遂行力	<ul style="list-style-type: none"> ・業務の遂行体制は妥当か ・業務の遂行に当たり十分な経験や能力を有する技術者等がいるか

②企画提案に対する評価基準

評価項目	評価の内容
業務理解度	<ul style="list-style-type: none"> ・本業務の目的、内容、背景、経緯、課題等について十分に理解した内容となっているか
企画提案の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・本業務の目的、内容、現状及び課題等を踏まえ、未来ビジョン策定やその実現に向けた具体的な進め方やシナリオが提案されているか ・まちの現状及び課題について適切に把握しているか ・あさがやまちづくりセッションの企画・運営に関する内容や進め方が提案されているか ・エリアプラットフォーム等の活動に関する普及啓発等の支援が提案されているか ・提案が専門的知識や技能に基づいているか ・類似業務の実績等を踏まえた内容が盛り込まれているか
業務に対する取組姿勢	<ul style="list-style-type: none"> ・業務に対する取組姿勢が意欲的か
資料調整能力	<ul style="list-style-type: none"> ・企画提案書は図等を使用し、一般的に見ても分かりやすく、見やすいものとなっているか
費用対効果	<ul style="list-style-type: none"> ・コストに見合った提案であるか
プレゼンテーション及びヒアリング	<ul style="list-style-type: none"> ・説明が論理的で説得力があるか ・質問の受け答えが適切か <p>※企画提案内容に対する評価も含む</p>

③社会的責任に対する評価基準

評価項目	評価の内容
社会的責任	<ul style="list-style-type: none"> ・区の施策や社会課題（環境問題への取組・従事者の子育て支援など）等へ適切に対応できるか ・適切な労働環境を確保しているか

(2) 審査方法

①第一次審査（書類審査）

提出された企画提案書等に対し、選定委員会で書類審査を実施し、第一次審査通過者（第一次審査配点合計の6割以上を取得した事業者のうち上位3者程度）を選定します。

②第二次審査（プレゼンテーション・ヒアリング審査）

第一次審査通過者に対し、選定委員会において、企画提案の内容に係るプレゼン

テーション及びヒアリングを実施し、契約を締結する受託者候補者（第一次、第二次審査の配点総合計の6割以上を取得した最上位の事業者）を選定します。

(3) 選定結果通知・公表

① 第一次審査結果の通知

第一次審査の結果は、令和6年12月11日（水）までに第一次審査参加事業者全てに対し、参加申込書に記載された担当者へEメールでお知らせをし、後日文書で通知します。また、第二次審査対象者に対しては、別途第二次審査の実施方法をお知らせします。

② 受託者候補者選定結果通知

受託者候補者の選定結果は、令和6年12月27日（金）までに全ての第二次審査参加事業者に対し、参加申込書に記載された担当者へEメールでお知らせをし、後日文書で通知します。

③ 選定結果公表

選定結果は、後日、区公式ホームページ（プロポーザル案件のご案内）で公表します。その際、全ての参加事業者名が公表されます（応募者が2者の場合も含む）。なお、非選定の通知を受けた参加事業者は、非選定理由について説明を求めることができます。

9 参加事業者の失格

次のいずれかに該当する場合は、失格とします。なお、失格した場合でも、既に提出された企画提案書等は返却しません。

- (1) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (2) 参加資格を満たさなくなった場合
- (3) 参加申込書等及び企画提案書等が提出期限を過ぎて提出された場合
- (4) 審査の公正性・公平性を害する行為があった場合

特に、応募事業者（応募予定者の関係者を含む）は、選定委員会の設置から選定結果の通知があるまでの間、選定委員会委員及びこの募集に関する区職員（以下「選定委員等」という。）に対し、金銭・物品を贈与すること、接待すること等、自己を有利にする又は他者を不利にすることを目的とした接触を禁止します。接触の事実が認められた場合は、失格となります。ただし、以下のような場合は含まれません。

- ・実施要領に基づく区への質問及び書類の提出等
- ・現に区と契約等を締結している委託業務及び指定管理業務等の履行に必要な行為
- ・自らが構成員の一員となる団体（区との契約の相手方である等の利害関係がないものに限る。）と区が行う事業推進に関する意見交換会等の出席（当該団体が応募関係者である事業者等の利益のためにする行為を行う場合を除く。）
- ・区が主催する審議会、意見交換会等への出席

- (5) 「2 業務の概要 (4) 事業規模」に示す、事業規模の上限を超えた提案をした場合
- (6) 前各号に定めるもののほか、提案に当たり著しく信義に反する行為があったと認められる場合

10 その他留意事項

- (1) 本件に参加する費用は、全て参加事業者の負担とします。
- (2) 提出書類は、日本語を用いるものとし、やむを得ず外国語で記載するものについ

ては、その日本語の訳文を付記又は添付してください。また、通貨は日本円とします。

- (3) 提出後の企画提案書等の修正又は変更は一切認めません。ただし、区からの指示があった場合を除きます。
- (4) 提出された参加申込書等及び企画提案書等については返却しません。
- (5) 企画提案書等について情報公開請求があった場合は、杉並区情報公開条例に基づき、提出書類等公開することがあります。また、区は提出された文書等について、必要に応じて無償で使用することができるものとします。
- (6) 契約の締結にあたっては、原則として区指定の標準契約書を使用します。
- (7) 受託者候補者が区と契約を締結する場合、業務の全て又は主要な業務を一括して第三者に委託することを禁じます。業務の一部を第三者に委託しようとするときは、あらかじめ区の承諾を得る必要があります。なお、原則としてプロポーザルで競合した事業者は委託先とすることはできません。
- (8) 受託者候補者が失格要件に該当することが判明した場合、又は契約締結交渉が不調となった場合若しくは辞退した場合、次順位の参加事業者と契約締結交渉を行うものとします。
- (9) 契約の締結に関しては、選定された受託者候補者と区が協議し、業務に係る仕様を確定させたいうえで契約を締結します。また、仕様書の内容は提案された内容を基本としますが、受託者候補者と区との協議により最終的に決定します。
- (10) 参加事業者が本プロポーザルを途中で辞退する場合は、「12 担当課（問い合わせ先）」まで電話連絡の上、速やかに「辞退届」（様式 10）を持参又は郵送により提出してください。
- (11) 未来ビジョン策定業務は、契約締結の翌日から実施し、令和 7 年 3 月までに骨子案の作成、令和 8 年 3 月までに未来ビジョンの策定を予定しています。

11 阿佐ヶ谷駅北東地区まちづくりに関連する基本データ

(1) 阿佐ヶ谷駅周辺地域に関する取組

<https://www.city.suginami.tokyo.jp/guide/machi/machidukuri/asagayaeki/index.html>

(2) あさがやまちづくりセッション

<https://www.city.suginami.tokyo.jp/guide/machi/machidukuri/asagayaeki/session/index.html>

(3) 阿佐ヶ谷駅北東地区における公民連携まちづくり

<https://www.city.suginami.tokyo.jp/guide/machi/machidukuri/asagayaeki/1077492.html>

※エリアプラットフォームの前身となる、当地区の方々が中心となっている「阿佐ヶ谷駅北東地区エリアマネジメント推進懇談会」について

<https://asagaya-mura.com/index.html>

(4) 関連情報

- ・ 杉並区行政計画（都市整備部門）

<https://www.city.suginami.tokyo.jp/kusei/seisaku/gyousei/bumon4/index.html>

- ・ 杉並区まちづくり基本方針（杉並区都市計画マスタープラン）

<https://www.city.suginami.tokyo.jp/kusei/seisaku/gyousei/bumon4/1013515.html>

- ・ 統計資料

<https://www.city.suginami.tokyo.jp/kusei/toukei/index.html>

<https://www.city.suginami.tokyo.jp/kusei/toukei/toukei/index.html>

- みどりの実態調査
<https://www.city.suginami.tokyo.jp/kusei/ryoka/jitai/index.html>
- すぎナビ（杉並区公式電子地図サービス）
<http://www2.wagmap.jp/suginami/Portal>
- 官民連携まちづくりポータルサイト
https://www.mlit.go.jp/toshi/toshi_machi_tk_000047.html
- 他自治体の未来ビジョンの例
<https://www.mlit.go.jp/toshi/pdf/seido/%E6%9C%AA%E6%9D%A5%E3%83%93%E3%82%B8%E3%83%A7%E3%83%B3.pdf>

12 担当課（問い合わせ先）

杉並区都市整備部市街地整備課拠点整備係

所在地：〒166-8570 杉並区阿佐谷南1-15-1（杉並区役所西棟3階）

電話：03-3312-2111（内線）3383

Eメール：KYOTEN-T@city.suginami.lg.jp